

## 香芝市告示第151号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定による書類を送達すべきところ、その送達を受けるべき者の住所等が明らかでないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項及び香芝市税条例（昭和32年条例第2号）第18条の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、当市総務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

また、地方税法第20条の2第3項の規定により、香芝市税条例第18条の規定による措置を開始した日から起算して7日を経過したときに当該書類の送達があったものとみなす。

令和8年7月15日

香芝市長 三 橋 和 史

送達を受けるべき者  
略